

令和6年度第1回青森県青少年健全育成審議会 議事録

日時：令和6年10月10日（木）13:15～15:00

場所：アピオあおもり2階大研修室1

（司会）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回青森県青少年健全育成審議会を開会いたします。開会にあたり、青森県こども家庭部長若松から皆様にご挨拶申し上げます。

（若松部長）

皆様こんにちは。こども家庭部長の若松と申します。本日はお忙しいところありがとうございます。一言御挨拶をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、令和6年度第1回青森県青少年育成健全育成審議会に御出席くださいます。誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には就任を快くお引き受けくださり、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の青少年を取り巻く環境は、少子化やデジタル化など社会環境の急速な変化とともにますます複雑多様化してきています。SNS等をきっかけとして犯罪に児童生徒が巻き込まれるケースや、ネットでのゲームなどのトラブルに遭遇するケースなど、インターネット関連の被害やトラブルの増加傾向は、人材の変化を反映して県内でも明らかとなっており、青少年がインターネットを適切に利用するための対策は、これまで以上に様々な取組が必要とされる段階に来ていると感じております。

本日は、青森県青少年健全育成条例の運用概況をはじめ、「第3次子ども・若者育成支援推進計画」に基づく県の関連事業の概要などについて御説明申し上げますほか、県内の青少年の性被害の状況等についての意見交換を行いたいと考えておりますので、青少年の実態についての情報や今後の取組への助言等をいただきたいと存じております。

委員の皆様には、青少年健全育成に向けて記載のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞお願いいたします。

（司会）

今回は、9月11日の委員改選後初めての会議となりますので、委員の皆様をご紹介します。御名前を読み上げますので、着席のまま一礼お願いいたします。

〈出席した10名の委員の氏名を読み上げ、紹介〉

なお、千葉滋委員、三橋信子委員、小島友子委員、成田昌造委員、栗林理人委員、清水和秀委員、成田成美委員につきましては、都合により欠席となっております。御了承ください。

ここで本日の会議の成立について御報告申し上げます。青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、会議の成立には、委員の半数以上の出席が必要となります。本日は、全委員17名中10名の委員が出席していますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、県側の出席者を御紹介いたします。お配りしました席図とやや異なる配置となっておりますことを御了承ください。先ほど御挨拶申し上げましたこども家庭部長の若松です。

(若松部長)

若松です。改めましてよろしくお願ひいたします。

(司会)

県民活躍推進課長の沼田です。

(沼田課長)

沼田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

同じく県民活躍推進課 課長代理の鈴木です。

(鈴木課長代理)

鈴木でございます。よろしくお願ひします。

(司会)

同じく県民活躍推進課副参事の櫻庭です。

(櫻庭副参事 (GM))

櫻庭です。よろしくお願ひします。

(司会)

この他、青少年グループの職員が出席しております。

それでは、これより議事に入ります。最初の議事は、会長および副会長の選任についてです。資料1を御覧ください。青森県附属機関に関する条例第4条第1項及び別表第1に基づき、本審議会の会長および副会長は委員の互選により選任されることとなっております。今回は改選後初めての審議会になりますので、会長と副会長を委員の皆様の互選により選任する必要がございます。

本来であれば、ここで仮議長選出の上会長の選任を行っていただくところですが、時間の都合上省略をしまして、会長が選任されるまで暫時司会が進めさせていただきます。

くということによろしいでしょうか？

(各委員)

はい。／異議なし。

(司会)

ありがとうございます。異議なしとの御発言ございましたので、議事を進行させていただきます。それではまず会長を選任いたします。自薦他薦ございましたらお願いいたします。

〈佐藤やえ委員挙手〉

佐藤委員お願いします。

(佐藤やえ委員)

田名場委員が適任かと思いますので、よろしくお願いします。

(司会)

ありがとうございます。ただいま田名場委員を推薦する御意見ございましたが、他にございませんでしょうか。

〈委員からなし、との発言あり〉

それでは、田名場委員を会長として選任することによろしいでしょうか。

〈各委員より拍手〉

拍手で承認いただきましたので、田名場委員が会長に選任されました。会長は青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定により会議の議長となりますので、田名場会長は議長席の方へ御移動をお願いいたします。

〈田名場会長が議長席へ移動〉

会長が選任されましたので、これからの議事進行につきましては田名場会長にお願いいたします。

(議長)

本審議会の会長を務めさせていただくことになりました弘前大学教育学部の田名場と申します。これより議長を務めさせていただきます。

本審議会は、委員17名の先生方でスタートすることになります。この8月に船木委員を会長に「青森県こども・若者支援育成推進会議」が発足いたしました。本審議会の委員の人数が前審議会の24名から少なくなりましたのは、本審議会と推進会議との扱う内容を精査、選別いただきました結果と認識しております。こうしたことも自身やこどもに関わる人々や環境への青森県の新たな取組がなされる中、本審議

会に対する県民の皆様の期待も今まで以上に高まっていると感じております。有意義な審議を行えればと考えておりますので、重ねて御協力のほどよろしく願いいたします。

では、次第に従い、会議を進めさせていただきます。

続きまして、副会長の選出についてです。副会長は委員の互選により選任することとされております。自薦他薦、どなたかございませうでしょうか。

〈野沢委員挙手〉

はい。野沢委員、お願いします。

（野沢委員）

野沢と申します。よろしく願いいたします。

船木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（議長）

ただいま副会長に船木委員を推薦する御発言がございました。他にございませうでしょうか。

〈委員からなし、との発言あり〉

それでは、船木委員を本審議会の副会長として選任することとさせていただきます。拍手で御承認ください。

〈委員から拍手〉

それでは、船木副会長から一言御挨拶をお願いします。

（船木副会長）

船木です。よろしく願いいたします。

審議会の進行等含めて、田名場会長に寄り添いながら進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（議長）

どうもありがとうございました。それでは引き続き審議を進めさせていただきます。次の議事は、図書类等部会及びいじめ調査部会の委員の指名についてです。委員改選後初めての審議会となりますので、本審議会の役割等の説明を事務局からいただいて、それから私より指名を行わせていただきます。

それでは事務局から御説明をお願いします。

（沼田課長）

それでは御説明させていただきます。資料1と資料2の方の資料になります。

資料1につきましては、本審議会の設置根拠となります青森県附属機関に関する条

例の抜粋ですので、参考にしていただければと思います。説明の方は、資料2に基づいて行わせていただきます。

まず、担当事務についてです。大きく3つあります。

まず、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項の審議です。これは具体的には資料の下にあります部会の欄に記載があります、図書類等部会の審議となります。青少年に有害な図書類等の指定、それから優良書籍等の推奨に関する審議、青少年健全育成功労者・団体等の表彰に関する審議があります。

上の担当事務の方に戻っていただきまして、2番目としまして、いじめ防止対策推進法の規定による調査となります。こちらは、いじめについて、学校の報告を受けまして知事が必要と認めたときは、再調査を行うということになっておりまして、その再調査についてということになります。

それから3番目、その他青少年の健全な育成に関する重要事項の審議ということになります。

以上の三つですが、第1の審議につきましては、審議会に設置する図書の図書類等部会、こちらが担っていくということになります。第2につきましては、いじめ調査部会が担います。3番目につきましては、全体会において担っていくということになります。

次に、組織等についてです。委員数は24名以内で、先ほどのお話がありましたように、現員は17名となっております。委員構成としましては大きく三つありまして、一つ目は関係業界を代表する方として、具体的には書籍や広告、それからインターネット関係に造詣の深い方々となります。それから、青少年の育成に関わる関係団体を代表する方として学校関係者の方、次に、青少年育成に関わっておられる方々です。最後に、学識経験を有する方として、大学の教授や弁護士、それから臨床心理士の方などとなります。

任期は2年で、今期は令和8年9月10日までとなります。

それから下の方に移りまして、部会です。部会は二つあります。まずは図書類等部会です。こちらは会長が指名した12名の方の方からなります。担当事務につきましては、先ほど申し上げた条例の規定に基づく事務で、有害図書の指定等となっております。

それからもう一つ、いじめ調査部会です。会長が指名する9名以内の委員の方から成っております。担当事務はいじめの再調査に関すること、です。

それから開催頻度につきましては、全体会議では年に1回から2回程度を予定しております。また、図書類等部会につきましては年4回、いじめ調査部会につきましては、案件が生じた場合のみ開催となります。

また、いじめ調査部会のこれまでの開催状況につきましては、平成26年度と令和2年度に開催しています。簡単ですが、説明は以上でございます。

(議長)

ありがとうございます。指名に当たりまして私から補足の説明をさせていただきます。指名に当たりましては、各部会の担当事務を念頭に置きながら、委員の先生方の出身母体、それから専門性や前審議会からの継続性等を考慮しております。今回の改選で委員の人数が17名となりましたので、先生方全員がどちらかの部会あるいは両方の部会に関わっていただく形になっております。

〈配付された各部会委員の指名名簿を委員が確認〉

御質問等がありますでしょうか？

〈委員からなし、との発言あり〉

ありがとうございます。特に御質問等はございませんので、規定に基づきまして審議会会長である私から各部会に属する委員の先生方について名簿のとおり指名させていただきます。御ご協力よろしくお願い申し上げます。なお、本日欠席の委員の方々につきましては事務局から連絡をお願いします。

また、本審議会終了後に図書类等部会の開催が予定されておりますので、該当する部会委員の先生方は御出席をお願いします。

続きまして、青森県青少年健全育成条例の運用概況について、事務局から説明をお願いします。

なお、これ以降議事説明を一通り行っていただき、その後に質疑応答の時間をまとめて設けたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。では、事務局をお願いします。

(鈴木課長代理)

はい。それでは私から説明させていただきます。この水色の「資料3」という冊子を御覧ください。かいつまんでの御説明となります。

まず開いていただきまして、1ページ目を御覧ください。条例の制定趣旨及び改訂の経緯でございます。本条例は昭和55年に施行されて以来、関係法令の改正や社会環境の変化などにあわせて随時必要な改正を行いながら、青少年の健全育成目的として、その政策の充実と有害環境の浄化に努めてきました。改正の経過等が書かれておりますが、2ページ目の上のところ、最終改正につきましては、平成28年となっております。このときの改正というのは、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の改正にあわせて所要の改正を行っております。

続きまして3ページ目を御覧ください。青少年健全育成推進員の配置でございます。(2)でございますが、本県のこの条例を推進するために、中学校の学校単位に青森県青少年健全育成推進員というのを地区別に473名配置しております。地域の挨拶運動ですとか、青少年問題に係る相談等の活動を行っていただいております。

次、4 ページ目を御覧ください。青少年健全育成審議会の運営状況でございます。先ほど説明した条例制定の昭和 55 年に、併せて本審議会を設置しまして、その後、統合や図書类等部会の設置などを経て、現在の体制となっております。令和 5 年度は、審議会を 1 回と、図書类等部会を 4 回開催しています。

次、5 ページ目でございます。(5) の有害図書類の指定状況でございます。図書类等部会が主な活動として行っている有害図書類の指定で、条例第 12 条に基づく個別の指定としてこちらに記載の 18 冊を指定しております。また、一番下の表ですけれども、第 13 条に基づく包括指定として 68 冊を指定しました。

次、6 ページ目を御覧ください。6 ページから 8 ページが条例第 26 条に基づく表彰状況ということでございます。青少年の健全な育成のために積極的な活動を行い、その功績が顕著である方を表彰するというので、こちらに記載されています個人 13 名の方と、法人 2 団体を表彰しております。

続いて、8 ページ目の中段でございます。優良書籍等の推奨状況ということでございます。条例第 25 条の規定に基づく書籍の推奨で、昨年度はこちらに書かれている 1 冊を推奨いたしました。

次、9 ページ目でございます。社会環境浄化活動の状況ということで、(3) の図書类等収納自動販売機の調査結果です。設置台数というのは徐々に少なくなってきてまして、令和 5 年度は 56 台となっております。

めくっていただきまして、10 ページはウの一般書籍販売店等での調査結果です。令和 5 年度につきましては全部で 92 店舗を調査し、そのうち有害図書を取り扱っている店舗は 52 店舗でした。

この他、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、DVD 等販売店、個室カラオケ営業店なども調査しております。

最後 13 ページを御覧ください。条例違反の検挙状況でございます。令和 5 年度は検挙数 26 件、検挙人員は 21 人となっております。

以上簡単ですが、運用状況の説明をさせていただきました。

(議長)

ありがとうございました。

続きまして第 3 次青森県子ども若者の育成支援推進計画について、事務局から説明をお願いします。

(櫻庭副参事)

続きまして、資料 4-1 をまず御覧ください。

県では令和 5 年 2 月に策定しました第 3 次青森県子ども・若者育成支援推進計画の着実かつ効果的な推進を図るため、重点目標ごとに現状を把握するモニタリング指標を設定してございまして、その状況を毎年度確認の上、審議会に報告し、その後、

県のウェブサイトで公表しております。

具体的には五つの基本目標のもとに 15 の重点目標を、そして、それぞれの重点目標に関連する指標を設定しています。この中から主なものについて本日は説明します。まず重点目標の 1 及び 2 ですが、「知・徳・体」の育成に関しては全部で 5 つの指標を設けておりまして、このうち、体力に関する調査については、全国平均を上回った項目数が令和 4 年度よりも大きく増えております。

次に重点目標 3 の関連指標ですが、ニート等に対する支援の充実に関して関連指標を 4 つほど設定しておりまして、地域若者サポートステーションにおける就職等進路決定者数は前年度を下回っておりますが、一方で新規高卒者の 3 年以内の離職率の低減ですとか、県内中小企業等における正社員登用制度の導入率の上昇など明るい要素も見えているところです。

次に重点目標 4 の関連指標です。いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実ですが、いじめの認知件数、不登校の発生件数、暴力行為の発生件数、高等学校の中途退学者数いずれも増加しております。件数としては増加傾向にあるということは、これまで気づかれなかったものが捉えられるようになったという側面があることを私どもは認識しております。

次に重点目標の 7、非行犯罪防止対策関係の指標ですが、こちらについてはいずれの指標も上昇傾向を示しているところです。

次の重点目標 9、配慮が必要な子ども・若者への支援につきましては、自殺者数、自殺死亡率を指標として採用しております。20 歳以上の統計値は前年度に比べて低減の傾向を示していますが、20 歳未満の値につきましては、前年度に引き続き増加の傾向を示しています。これは全国と同様の傾向を示しているということになります。重点目標の 10、困難を有する子ども等への支援については、県で取りまとめている相談支援機関の数を関連指標として掲げておりますが、事業の廃止等により 3 団体ほど減少いたしました。

次に、重点目標 13 の関連については、本県の中小企業における男女の育児休業取得率を指標として採用しております。女性の取得率はやや減少傾向にある一方で、男性の取得率は着実に増加している、といった状況です。

次に重点目標 14 の関連指標では、社会環境の健全化推進の状況として、SNS 等介在の福祉犯被害少年数や、児童虐待相談対応件数、声かけ事案発生件数などを採用しています。これらの中では、児童虐待の相談対応件数が増加傾向を示していますが、これまで把握できずにいたものが、相談といった形で表れてきたものと受けとめているところです。

かいつまんでの説明になりますが、第 3 次青森県子ども・若者育成支援推進計画のモニタリング指標に関する説明については以上になります。

続きまして、資料の 4-2 を用いまして、当該計画に基づく令和 6 年度の関連事業の

概要について説明します。資料の 4-2 をご覧ください。1 ページ目は先ほど説明しました基本目標、重点目標の体系に沿った形で分けした関連事業の構成となっております。実事業数 153 本で、実事業費予算の方は 118 億 502 万 9000 円となっております。昨年度に比べて大幅に事業費が増えておりますのは、小中学校の給食費無償化に係る事業費が含まれたことによるものです。新規の事業数は右側の方に再掲で示しておりますが、先ほどの給食費無償化の事業を含めて 10 本ございます。事業費につきましては、全部で 20 億 7581 万 1000 円となっております。

次に資料 4-3 をご覧ください。青森県子ども・若者育成支援推進計画の今後について説明します。県では令和 6 年度の組織改編を契機として、子どもに関する政策の総合的な計画として各種関連計画を統合した「青森県こども計画」、これは仮称になりますけれども、こちらの計画を策定することとなりました。それに伴って関連する各計画の合議体についても改編整理することとなりました。お手元の資料にありますとおり、青少年健全育成審議会については、部会の活動が中心となるために、今回の改編によって 24 名から 17 名の人数減となっております。青森県こども計画につきましては、今年度末に策定予定となっております、現在進行しております第 3 次青森県子ども・若者育成支援推進計画は、当初の計画の終了期間に比べて早いタイミングとはなりますけれども、こども計画の策定をもって終了となります。現在の計画の内容等は、青森県こども計画の方で生かされるよう、事務局としては新計画の担当課（こどもみらい課）と連携調整を行っておりまして、当審議会の所管事項としては今年度でおおよそ終了となることをご報告いたします。資料 4 についての説明は以上です。

（議長）

ありがとうございました。続きまして令和 6 年度主要事業につきまして、事務局から説明をお願いします。

（櫻庭副参事）

それでは資料の 5 をご覧ください。こちらは今年度の青少年健全育成に係る当課の主要事業に係る資料となっております。本日は今年度の重点事業となっている「青少年のネットセーフティ加速化事業」のみ、詳細を担当より説明いたします。

（一戸主査）

県民活躍推進課の一戸と申します。どうぞよろしく申し上げます。私の方から「青少年のネットセーフティ加速化事業」について説明させていただきます。

この事業は、青少年が安全安心にネットを利用できるようにするため、民間事業者等との連携により、家庭のネットルールづくりの推進や、ネット犯罪被害加害防止のための研修会の実施などに取り組むものです。今年度の取組は、県民活躍推進課が実施するものとして、取組 1・ワーキンググループの開催、取組 2・家庭のネッ

トルールづくり推進、そして、警察本部が実施するものとして取組3・ネット犯罪被害・加害ゼロ対策がございます。

取組1のワーキンググループの開催ですが、学識経験者等から成るワーキンググループを開催することとしており、その中で取組を効果的に実施するための意見交換などを行うこととしております。

取組2の家庭のネットルール作り推進ですけれども、昨年度、保護者向けのハンドブックを作成いたしましたので、今年度は活用普及というところに取り組んでいきたいと思っています。必要に応じて作成いたしましたハンドブックの事例の更新などを検討していくこととしております。私からの説明は以上になります。

(議長)

ありがとうございました。以上をもちまして議事の説明が一とおり終了ということになります。

質疑応答に移ります。最初に、事前にお配りしました質問票で提出された質問について、一部このあとの意見交換に関するものも入っておりますが、資料7に回答をまとめておりますので、事務局から説明をお願いします。

(千代谷総括主幹)

本日お配りした資料7に、事前に受付した質問に対する回答を記載しております。表の左側から資料番号、それから該当箇所、質問者、質問内容、そしてそれについての回答、となっております。質問一つ一つについてこの場で細かく説明する時間はありませんが、言葉の定義ですとか、指標が増減になった理由などについて回答させていただいております。また、資料4-2の中の各事業についての質問もいくつかございましたけれども、こちらについても関係課等への聞き取りや回答作成依頼などをしまして回答しておりますので、御覧いただければと思います。質問の中には、次の意見交換に係るものもありますが、これについては、このあとの県警察本部の説明を聞いていただいてから、御一読いただければと思います。事前の質問に対する回答としては以上となります。

(議長)

ありがとうございます。資料6については、このあとの時間で説明もあるということですね。御質問・御意見ありがとうございました。御質問・御意見をいただきました横岡委員、何かございますでしょうか。

(横岡委員)

(自身が提出した質問への) 回答ありがとうございます。まず、1についてです。誰から誰に対するものなのかという質問に対して、対児童生徒、対教師、対物、対人となっておりますが、つまり加害しているのは、児童生徒という考えでよろしいで

しょうか？

〈事務局から、はい、との回答あり〉

はい、ありがとうございます。

次4番です。命を大切にすることを育む県民運動の見直しの内容、もう少し詳しくお聞きしてもよろしいでしょうか。

（櫻庭副参事）

命を大切にすることを育む県民運動は長らく行ってきた運動であるわけですが、先の説明でも申し上げておりましたとおり、県の組織改編（令和6年4月）もございましたので、それに伴って事業をいくつか整理しました。

今年度も続けているのは挨拶・声かけ運動とふれあいミーティングです。ふれあいミーティングとは、中学校や高校に行って、命の大切さや思いやりについて地域住民と子どもたちが話し合うワークショップです。これにつきましては続けさせていただいております。

なお、情報啓発誌「いのちつうしん」の作成については、今回の見直しにより事業終了とさせていただいております。主なものは以上です。

（横岡委員）

ありがとうございます。続きまして7番の質問について。33人という数字の根拠が何かあるのかという質問に対してですが、（文部科学省が定める複式学級の編制基準である）16人を下回らないようにするため1学級の規模として33人学級編制になったというの（答え）は、（質問に対する）回答になってないのですが。

（千代谷総括主幹）

こちらの質問（回答）については、教育委員会の所管課よりいただいた回答になっておりまして、これ以上その詳しい理由については私どもでは今の段階では直接承知しておりませんので、御容赦いただければと思います。国の基準人数というのは、様々細かい要素があって総合的に勘案された結果の人数だというふうに我々も理解しておりましたので、それより細かいレベルでのということになれば、念のためもう一度確認はしてみますけれども、ちょっと難しいかもしれませんということをお容赦いただければと思います。以上です。

（横岡委員）

ありがとうございます。最後11番のところをちょっとお聞きしたかったのですが、ステッカー、連絡帳やスクールバックに貼っているのを皆さん見たことありますか。私はないです。連絡帳は1年に何冊も使うので、それが情報として継続してずっと持ち続けるかってなるとちょっと疑問かなと思ったので質問させていただきました。

せっかく配るなら子どもたちに継続して持っていただく必要性を痛感しているところですが、効果的・有効的に使われていなければ意味がないと私は考えていましたので、年間3冊とか使うような連絡帳に貼ることが果たして効果的であるのか、また、スクールバッグに実際中学生が貼って歩いているのか、そういった部分で効果として疑問を感じているので質問させていただいてました。以上です。

(議長)

ありがとうございました。いくつか御質問・御意見をいただいておりますが、今後さらに事業を改善していく際のヒントをいただいたと思いますので、事務局よろしくお願ひします。他に何かございますでしょうか。

〈田中委員挙手〉

はい、どうぞ。

(田中委員)

ニュースなどを見ますと、本県のいじめや不登校が増加していると。その中で青森市の取組で、校内教育支援センター、学校までは来られる生徒を引き受ける場所、おそらく先生が引き受ける仕組みなのですが、それがあって、3割ぐらひは教室に戻っていき、ちゃんと授業を受けたといった効果があるようなんですが、その辺について、御存知であればですが、システム・体制等を教えていただきたい。

どのような方が校内教育支援センターの先生になっているのか…私が勝手に想像すれば養護教諭とかでしょうか？本当はスクールカウンセラーとかが確保されていれば、子どもも先生も保護者も救われるなあとと思うのですが。

そして、あちこち話が行ってしまいますが、学校の先生の中にスクールカウンセラーかあるいはその資格同等の資格などを持たせて活動するようなシステムとかがあればいいなあとと思います。

要するに青森市で取り組んでいるその施策は、どういう方がそれに当たっているのか、そしてそれに効果がもしあったとしたら、県ではどのように今後対応していくのか。そのあたり今いらっしゃる県の方で何か情報とか、今後の取組とかを御存知でしたら教えていただきたいと思ひます。

(議長)

事務局、お願ひします。

(櫻庭副参事)

教育委員会の取組になりますので、事前質問いただければ教育委員会の方にお尋ねすることができたのですけれども…もしよろしければ、野沢委員(青森市小学校校長)、なにか御存じであれば情報提供お願ひできますでしょうか。

(野沢委員)

小柳小学校の野沢と申します。現在、青森市内小中学校全校に SSR (教育支援室) を設置しております。運営につきましては各校の実情によるのですが、本校の大まかな状況を説明させていただきますと、本校では昨年度末より設置しております。

まず、誰がということでしたけれど、本校の場合は外国語や音楽など専科の先生がいて、全部で教職員数が 43 名います。本校で言うと、理科専科として 1 名、外国語専科として 1 名、また校内の事情により音楽専科もおります。そしてまた、3~6 年生全てで教科担任制を行っております。例えば、専科の先生が専科の授業をしていると、学級の先生は空き時間になります。本校としては空き時間となった先生を SSR の方に全て配置することができております。

本校はステップルームという名前にしているのですが、ここを自宅と教室を結ぶ段階的な場所として捉えております。運営の仕方としましては、保護者全員にこういったお部屋がありますよということを学校などで周知していて、保護者様向けの説明資料も作っておりますので、状況に応じて、必要なお子さんや保護者と面談を学校で行って、そして個別のプログラムを作成しております。例えば、1 週間のうちに「この子はこの時間は教室に行けそう」「この時間はステップルームで過ごすよ」というような形でプログラムをつくります。それを随時、大体 1 週間ごとの見直しなんですけど、一緒に見直しながら、なるべく教室に段階的に近づけていくというふうな方法で実施しています。これが成果の一つ目ではあるのですが、実際学校としてはそういった支援室っていう場所を命名しなくても、どの学校でもやってきたことではあるんです。

ただ、昨年度末からどこの学校でもやるということになったということで、本校でも改めて教職員に説明をし、全部の先生を配置しますよ、不登校が出た場合にも、その学年学級の教員が担当するというものではなく、学校全体として関わっていきますよ、ということとしました。二つ目の成果としては教員の意識が向上したということが挙げられると思います。チームで対応するのだ、というところですね。本校では、もともと教科担任制とチーム学年制をとっておりますので (そういった機運は備わっていますが)、さらにそれを広げて学校全体で不登校の支援をしていくというような教員の意識が向上してきています。

課題としましては、今お話があったことなんですけど、その“誰が”となった場合に、本校では、先生方を全部配置できるけれども、これが小規模校においては、なかなか難しいということ、そしてまた、本校においても、スクールカウンセラーさんについては、青森市は月 2 回ほどです。常駐ではないんです。ですから、(スクールカウンセラーは) そういった (子どもの) 相談相手にももちろんなったださっているけれども、それ以外の保護者やその他のお子さんのニーズも高いので、常駐のスクールカウンセラーさんがいてくださればとても助かります。

そしてまた、最近運営してみてもの課題と感じていることは、この部屋は、確かに子どもの居場所にはなっているけれども、本当に必要なはその部屋/場所ではなく、やはり人との絆を求めているということです。

ですので、本校の養護教諭についても、そういった点が非常に長けた方ですので、（子どもの）お話をよく聞いてくださるんですが、養護教諭さんは1名しかおりませんので、例えば熱が出たとか、お腹が痛いとか、怪我をしたとか、そういったお子さんにも対応するので、なかなか心の健康ばかりにも対応していただけないということがあります。

今後の課題としては、発達支持的生徒指導（声掛け、励まし、賞賛などといった心温まる接し方、対話及び個と集団への働きかけ）の面からも、教職員の教育相談的なスキルアップを図ることが大事だと思い、そういった研修を組んであります。例えばですが、横浜市などの例を挙げますと、支援室を作ったときに、学校1校1室ごとにそういった常駐の人を配置してくださっています。それはとてもありがたいと思います。

やはり子どもは絆を求めていくので、先生がしょっちゅう変わる状況ですから、そこにずっといらっしゃる方がいれば、もっと安心して入りやすい場所になるのではないかな、ということですが、それは予算のことですので、ぜひ御検討いただければいいなと思っております。

青森市の泉川小学校では、事業となっておりますので、人を1名配置していただいております。常駐の先生がずっとそこにいて子どもに対応するというので、現在複数名対応して、効果を上げているというふうに伺っております。

以上で質問の答えになったでしょうか？

（田中委員）

どうもありがとうございます。今のお話聞いて、チームワークで行っているということ、対応教員の意識が高まったというのは非常に子どもにとっては効果が大きいなと思います。

課題としては、カウンセラーの資格などを持っている方がいらっしゃればなおいいのかなという気もいたしましたけれども。大変参考になりました。

あともう一つ、そういうカウンセラーの方や各先生方が、学校に来られない子の対応も、これから全体で考えていかなきゃならないなと思っております。どうもありがとうございました。

（議長）

ありがとうございます。

（横岡委員）

よろしいでしょうか？ 県の取組について私の知っている範囲でよければお伝えしよ

うと思ったのですが。

今日欠席の成田昌造委員がいらっしゃると大変助かるのですが、県では「不登校児童生徒支援に関する検討会議」というものを開催しておりまして、成田委員はその委員長さんでいらっしゃいます。何度か会議をさせていただきまして、最終的に県に対しては提言書というものを書いて上げさせていただいておりました。

先日ニュースにもなっていたので、御存知の方も多分いらっしゃると思います。内容としましては、とりあえずデータのなものと、あと今日の会議のように集められた我々でどういう形が子どもたちの支援に対していいのか、それこそ校内の支援センターをどうふうに設置するといいいのか、不登校で悩んでいるお子さんたちにどのような支援のあり方があるといいいのか、ということについてまとめたものが記載されておりまして。中には、校内支援センターを実際に設置している小学校2校中学校2校をモデルケースとしまして、そこでやってみてどうだったのかということも盛り込まれた提言書となっています。その提言書をもとに、県の方ではこれからまた検討して、県全域にどういう形でどうしなさい、みたいなものも出てくると思います。以上です。

(田名場議長)

ありがとうございました。

(船木委員)

よろしいですか。船木です。今のお話にある全体的なところで言いますと、「青森県こども・若者支援推進会議」の中でもそれらのことの課題として出されているところ。こども計画の中にもこれから具体的なものとして出されていくかというふうには思います。

ただ今お話がありましたのは、一つは学校という範囲内での話ですが、県としてはやはりそれを地域、保護者含めた形での課題というふうにして取り扱いをしていこうというのが一つのもので。ですので、スクールカウンセラーや、もう一つこちらで柱に出していただきたいのは、スクールソーシャルワーカーということで、やはり環境調整、人間関係調整を含めたものを学校内外合わせて多職種連携といえますか、そういうコーディネーターを含めた形で役割を担う人材をどうするのか。

それとカウンセラーについても、先ほど言ったように常駐ではないという形のものが多いでしょうから、養護教諭との役割分担等含めて（様々）適切に（配分調整）する（必要）と同時に、やはり大きな課題は保護者の存在ということになるかと思えます。

そういう部分をどう「こども計画」の中に位置づけるかというのが今後の課題かというふうに思っているところです。

それと併せて、先ほど横岡委員のお話がありましたように、実際にやっていく事業

について、成果があったらそれで終了か、ということではなくて、基本的なエビデンスというか根拠は、それを継続することによって、随時それが成果として出ていくんだということを申し上げたい。今までの経験から言いますと、県の事業である程度成果が上がると、予算がなくなる、ということがものによってはありますので、そういう考え方自体もある程度考えていかないと、計画が頓挫することがあり得るかなというのには危惧している中で、今後皆さんの支援と理解の中で検討させてもらえればということをお願いするというか、意見を述べさせていただきます。もう一つ、不登校の件ですけど、不登校ではやはり選択肢といいますか、今であると教室を作ることになると思いますが、いろんな選択肢を持っていかないとなかなか多分問題点として考えられないでしょうし、それともう一つは不登校に対する認知というか、考え方はですね、どう持っていくのかということが一つ重要な視点だと思います。そこら辺もどう変えていくのかということも課題として持っていくべきだろうと思います。

当然、学校の先生や、地域や、保護者それぞれの考え方がずれているというか、もしくは不登校の定義自体が、位置付けがどうかっていうことも課題だと思うので、そこら辺も含めて、それを学校だけの問題ではないんだということも一つの課題として取り扱う時間が必要だと思います。

(議長)

今後も各方面でさまざまな青少年の健全育成や支援に関する議論を展開させていく必要があることを委員の先生方の御発言を通して確認いただけたと思います。また、各校で工夫していることとか、成果をあげていることとか、そういった情報を集約したり発信したりすることが恒常的にできるシステムをつくるのが大事なんだと、お話聞いていて思いました。今後の施策の参考にしていただければと思います。

では、ここで一区切りをつけさせていただいて、後半の意見交換の方に進めさせていただきたいと思います。本日のテーマは青少年を取り巻く有害環境－SNS等に起因した青少年の性被害等－の現状についてです。

事務局からまず説明をお願いします。

(櫻庭副参事)

はい。この件につきましては本日お配りした資料の6-1及び6-2において説明をしたいと思います。近年、青少年の間でスマートフォンの普及に伴って、青森県においてもSNS絡みの青少年の性被害件数ですとか、あるいはそれに準じる内容の相談件数などが増加傾向にあります。本日は青森県警察本部からの状況説明を受けた後に、本県は今後どのような対策を行っていくのがいいのかということについて、委員の皆様御意見を伺いたいと考えております。それでは、県警察本部人身安全対策課の

大山補佐、説明をよろしく申し上げます。

(大山補佐)

県警察本部人身安全対策課少年対策室の大山といいます。本日は、お忙しい中時間を割いていただきありがとうございます。審議会において意見交換するにあたり、県内の情勢を皆さんに知っていただく必要があると思ひまして、この場を設けていただきました。ありがとうございます。

資料の方に書いてありますが、県の条例についてはもう制定から半世紀、という状況です。制定されてから、通信技術の発展や、インターネットやスマートフォンの普及などもあり、パパ活やネットいじめなど、新たなものが出てきているという状況で、児童買春や児童ポルノの拡散などにつながるものとして、SNSに起因する性被害に遭う児童数も高水準で推移しているというところでもあります。

令和4年に「子供の性被害防止プラン」という基本計画が策定されております。その6本柱としてこのような形（スライド3ページ）で対応していきましようということになっている状況です。

令和5年には、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」ということで、刑法と刑事訴訟法が改正等になりました。例えば、16歳未満の子どもに対して面会要求した場合は犯罪行為に当たるということで新しく罰則が設けられているところです。新聞等の報道で御覧になっているかと思いますが、10月8日には、16歳未満の者に対してわいせつ目的で面会要求をしたことで岩手県の成人男性を逮捕しておりまして、このように取締を強化しているところです。

(スライド6ページ) 県警の取組を簡単に説明していきたいと思ひます。まずは一番上の青少年ネットセーフティ向上推進事業に関しては、小学生対象に情報モラルや情報リテラシーの向上を図るため、研修会を実施しております。

令和3年度は青森・五所川原・むつブロックで研修会を実施し、令和4年度は弘前・八戸・十和田ブロックで開催しております。これには、小学生・教員のほか、大学生及び少年警察ボランティアが参加しております。

次にネットセーフティ加速化事業に関しては、令和5年度は青森・五所川原・むつブロックで開催、令和6年度に弘前・八戸・十和田ブロックで開催し、高校生・教員のほか、大学生及び少年警察ボランティアが参加しております。

次に、県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域づくり事業に関しては、啓発資料を作成し、県内の全警察署に配布して非行防止教室などで活用していくこととなっております。また、性被害防止の啓発資料を作成して、各中学校・高校に資料を配布する予定となっております。

通信事業者に対するフィルタリング普及依頼については、通信事業者に対して「フィルタリングで子供を守ろう」と題したリーフレットを2,500部作成し、配布しているところです。

合同サポートチームついてですが、これは、県教委と警察本部でチームを組んでいるもので、各学校に出向いて情報モラル教室を実施しているところです。令和5年度の活動については、小学校17校、中学校26校、高校5校、その他を5件、合計で53件の活動を実施しております。

このほかにも、警察に情報モラル教室を実施してほしい・非行防止教室を実施してほしい、という依頼があった場合は、警察職員が出向いて講話をしているところです。また、警察のホームページでも、性被害防止については広報啓発活動を実施しているところです。

サイバーパトロールとは、警察の情報端末でサイバー空間をパトロールしているものです。事件になる場合もありますが、事件にならない場合でも、運営会社に通報して削除依頼をしたり、投稿した本人に対して、直接、これは犯罪に繋がる投稿ですと注意喚起をしたりしているところです。

こちら（スライド7ページ）は、SNSに起因する事犯の被害児童の推移ということで表示しております。若干増減はあるものの、小学生の被害が全国的には増えているのかな、というのがこの資料でわかるかと思えます。県内の情勢はどうなのかというと、小学生の被害もありますが、依然として中学生・高校生が被害に遭っている状況がわかるかと思えます。

次（スライド8、9ページ）、県内におけるSNS等介在の福祉犯被害の年別と学職別の数値となっております。児童ポルノの被害に関しては、高校生の被害が多いのかなという状況です。

（スライド10ページ）SNSの被害に遭った方のフィルタリングの利用状況ということで統計をとって見たところ、やはり契約当時から利用していない人が最も多く、フィルタリングをしていない子が被害に遭っているという状況が確認されております。

（スライド11ページ）これは児童ポルノ事犯の全国の推移となります。高止まりになっているというところです。

（スライド12ページ）県内のところですが、そのときの検挙数にも左右されるのでかなり上下はしますが、それでもやはり県内では被害に遭っている子どもたちがいることを認識していただきたいなと思っております。

（スライド13ページ）児童ポルノ事犯の学識別に分けたものです。これを見ると、小学生などであっても、自分で撮った画像を送ってしまうという被害が多いことがわかるかと思えます。

（スライド14ページ）相談がどうなのかというところですが、全体的に増加傾向であることがわかるかと思えます。今後も、被害に遭う子どもたちが増えてくるのではないかなということで、防止も検挙もしっかりやっていく必要があるのかなと思っております。

（スライド15ページ）児童ポルノ事犯の現状ですが、全国的には小学生の増加が被

害の増加傾向が認められますが、本県に関しては中高生が被害に遭う割合が高いところでは、数は全国と比べると少ないものの、自画撮り画像に関しては本県でも発生していることを認識していただければと思います。また、事件にならないまでも、被害相談が増加しているということも理解していただきたいと思っております。

二つの事例を挙げましたが、1つ目は、高校生です。男性と SNS で知り合って執拗に裸の画像を送るように言われて当初断っていたのですが、しつこく要求されたため、以前から知っている男性ということで裸の画像を送ってしまったと被害者の方から警察の方に相談がありました。事件着手をしようとしたのですが、事件の着手時に既に画像が消去されていたため、児童ポルノの製造では立件できなかったという案件です。他の県では児童ポルノ要求行為を規制する条例がありますので、もしそれがあれば取締りはできたという案件となります。

事例2は画像を拡散すると脅された事例になります。中学生になりますが、女性だと思って連絡を取って仲良くなり、様々な相談などのやり取りしていたところ、下着の画像を送ってほしいと言われたので、同じ女性同士だからと送ってしまったら態度が豹変して、下着の画像を拡散されなくなかったら裸の画像を送れと要求されて裸の画像を送ってしまったという事案も発生しております。脅されて児童ポルノを送ってしまうという事例が県内で発生していることを委員の皆さんに知っていただければと思っております。

(スライド 17 ページ) 最後に、性被害ではないのですが、少年の補導状況も参考までに載せております。令和5年については、非行少年として取り扱われた少年は、195人と前年と比べて51人増加している状況にあります。不良行為少年、喫煙・飲酒・深夜徘徊などで補導された少年を指しますが、これについては、1,120人で前年と比べて273人増えているという状況です。コロナ禍が終息し、皆さんの活動が活発になる中で、少年たちの動きも活発になっているのかなと思っております。

青森・八戸・弘前などの大きな市では、子どもたちが繁華街や公園に蝟集する問題が起きております。新聞などで御覧の方もあるかと思いますが、駅前公園で公衆トイレを壊されたという事案が発生し、少年2人が補導されております。

このほか、蝟集場所で成人男性が子どもたちに声をかけて、最終的に不同意わいせつをしたという事件も発生しておりますので、子どもたちが置かれている環境が決して安全ではないことを少しでも御理解いただければと思っております。

警察では、教育機関等様々なところと連携して子どもが被害に遭わないよう、先ほど述べたとおり、様々な対策をしていますが、現状やはり非行少年は増えている状況です。この規範意識の低下が懸念されるという部分は、やはり SNS の使い方の問題が、非行の統計においても現れてきているのかなと感じています。

今日皆さんにお伝えしたいことは、子どもたちが性被害に遭わないように警察では様々な取組をしているのですが、児童ポルノ等での性的搾取事案が絶えず発生してい

るということです。

現状の法律等でカバーできない部分を、条例を用いるなどして対策を講じることができるのであれば、その部分も検討していただいて、子どもたちに安全な環境を作っていたいただきたいなと思っております。足早な説明でしたが、どうぞよろしく願いいたします。

(櫻庭副参事)

大山補佐、どうもありがとうございました。県警さんの説明内容を前提として、資料の6-2の方を御覧ください。事務局としましても、これまで以上に明確に青少年の性被害の抑止に向けた対策を進めていきたいと考えておりますので、青少年健全育成条例の改正を行って、自画撮り要求行為等の規制を実施したいと考えています。ただ、こちらにつきましては、規制の範囲ですとか、罰則の程度、法律との競合等に関する解釈の整理といった多くの技術的な論点がありますので、こちらの分野のより深い専門的な知識を兼ね備えている方を交えた臨時部会を開催して、具体的な検討を進めた上で、審議会へ諮問したいと考えているところです。

本日はこの意見交換の時間で皆様から様々な視点での意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

(議長)

ありがとうございました。この内容につきまして委員の皆様と意見交換を行いたいと思います。資料6-2に示す論点をポイントにしていただきながら、皆様の現時点での感触ですとか、御意見ですとかを一人1分以内で御発言いただければと思います。では、こちらからの指名で申し訳ありませんが、武田委員から順番にお願いします。

(武田委員)

はい。武田です。他県では自画撮り送信の要求を立件できる条例があるということだそうなので、本県でも必要な罰則等を備えた条例を作る(改正する)方がいいのではないかと考えます。

(議長)

青森県にはまだそういった規定がないということでの御提案でした。御意見ありがとうございます。佐藤委員お願いします。

(佐藤修委員)

私、インターネットプロバイダ防犯連絡協議会から来ておりまして、当会の方では、毎月数回の頻度で、県警からサイバーセキュリティや、青少年に関するものなどの情報提供を受けております。受けた情報に関しては、各会員やユーザーなどに対して、メールやホームページなどを通じて、こういった事例がありますよ、注意し

てください、という啓発を行っております。

けれども、やはり中高生、今ですと小学生ぐらいからスマートフォン持ってらっしゃるお子さんも結構多いと思うのですが、インフラとして提供している側からすると、なかなかそこまで踏み込んで青少年に対して情報提供するといったことは難しい状況です。親御さんや身の回りの大人の方がその辺を見ていただきながら使っていくしかないのかなと。あと、正しい知識、インターネットを利用する上で何が危険で何がいいんだといったことは、やはり小さいうちから教えていくのが重要なのかなと思います。うちも娘がいるのですが、娘にスマートフォンを買い与えた際は、使い方であったり、いいこと/悪いことがあるんだといったことを教えたりはしたんですけども、なかなか本人が実際どう使っているのかまでは把握できないのが本当のところ、難しい問題だと思います。情報提供や注意喚起を継続していくことがまず重要なのかなと考えております。

(議長)

専門の立場から情報をいろいろありがとうございます。それでは野沢委員、お願いします。

(野沢委員)

学校教育に関わるものの立場からとしましては、今や1年生から1人1台端末の時代ですので、子どもに対しては、情報活用教育の一環としてのスキルの向上と、同時にモラルの向上を二足のわらじで強化していく必要があるなということと、あとは保護者に対しての啓発活動も今後ますます強化していかなければならないなというふうに、まさに感じているところでございます。

(議長)

ありがとうございます。柏谷委員お願いします。

(柏谷委員)

はい、柏谷です。私はやはり、家庭で子どもとじっくり話す必要があるのかなと思っています。テレビでニュースになったりしているのを見て、これをどう考えるか、みたいなところをきっかけにして、我が家ではずっと子どもと話してきました。今は、(うちの子どもは)もう子どもじゃなくなっているんですけど、ある程度の考え方とかは話し合うことで理解できていたと思っています。

ただ、本人や家族が気をつけていても、被害に遭う場合もあったり、流出したりする場合もあるかと思っておりますので、そういったときは、そういう画像が出回らないよう、プロの方々にぜひそのところを早急に何か手当するような仕組みが欲しいなと思います。

(議長)

ありがとうございます。横岡委員お願いします。

(横岡委員)

まず条例の制定に向けて私なりに考えさせていただきました。こういったものはすごく必要なものだなというのを感じております。

加害者が県内の人なのか、県外の人なのか、それで条例がどのように機能するのかしないのか、また未成年か成年なのかで違うのかなとか考えました。

もちろん自分の子どもが被害者だったら絶対許せません。ただ万が一、自分の子どもが加害者になった場合を考えたときに、やはりその辺のところも含めて専門的な方々の知見を取り入れて条例の制定をする必要があるのかなと。

また、そういう性犯罪というのは再犯やその次の犯罪に進む危険性のある犯罪でもあるので、やはり再犯を防ぐためにはどうすればいいのか、とか、別の犯罪が起きないようにするにはどうすればいいのか、といった内容の条例の制定が必要なのではないかなと思います。

また、同じく被害を防ぐためにどのようなことができるかなと私なりに考えたところ、一つは性教育の場を活用するのはありなのかなと思ひまして、(先ほどの) 質疑応答にも入れさせていただきました。中学校2年生の娘が学校で性教育の講座がありまして、私も参加してきましたが、その中でデートDVについての話がありました。デートDVは、要は性犯罪に直結するような話にもなっていましたので、やっぱり助産師会とかそういう性教育をされてるような団体さんと県警さんが組むことで、性教育の場でも、こういう犯罪・危険性があるんだよっていうのを広く、もう子どものうちから小学校のうちから伝えることが大事なんじゃないかなと思っております。

また、フィルタリングですが、私も自分の子どもに入れましたが、何するにもいちいち「お母さんこれパスワードやって」「お母さんこれ調べたいんだけど調べられない(から) やって」って持ってくるんです。すごく煩雑です。

フィルタリングもちろん必要なんですが、フィルタリングありきではなく、フィルタリングが機能しなくてもいいように、子どもたち、また、保護者や家族が、犯罪に向かわないためにそれなりの教育というものはすごく大事なのではないかなと。そういう意味で、先ほどお話もありましたが、保護者への啓発、小学校のうちから、もっと言うとそのもっと前、こども園、保育園、幼稚園の段階の親御さん・保護者さんに対しての啓発がすごく重要になってくると思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

今、青森県にそういった被害者を守る規定がないわけです。昨年度の刑法改正で16

歳未満が被害者になった場合には、犯罪として検挙できることとなりました。一方で、16歳、17歳の高校生等の被害者の場合は該当する規定がないので、捜査も難しくなっていると思います。条例改正の動きになっていくと、対象とする年齢についても慎重に検討していく必要が出てくると思います。

それでは田中委員お願いします。

(田中委員)

はい。今説明を受けまして、不思議に思ったのが一つ。なぜ子どもも保護者・親もフィルタリングをしないのか、40%もしていないと出ていましたので、なぜなんだったって、それがすごく不思議で、その心理状態どんなだろうっていう気がしております。

もう二つほど。今お話聞いているとやっぱり親子での交流、こういうネットに関しての話し合い、これが最も大事なことかなっていう気がしてました。

それから他の委員からも出ましたが、低学年、小さいうちから情報モラルを、また、犯罪に繋がることでもあるんだということを、教育していく必要があるのかなと思います。そしてある程度大きくなったら、怖さを話す、ということも必要かなと。事例を聞けば、すごいなっていう気がするので、そういう恐怖での教育というのも良くはないんですけど、“怖いもんだ”、“犯罪に繋がるんだ”っていうような教育も大事かなと思いました。

(議長)

犯罪防止の観点もいただき、ありがとうございます。船木委員お願いします。

(船木委員)

私、盛岡少年刑務所で性犯罪再犯防止プログラムを担当させていただいております。全国からも性犯罪者は来ていて、55セッションで、半年以上かかるものなのですが、基本は認知行動療法で、世界的に使われているテキストを利用しながら進めているものですが、性犯罪者の一番の特徴はやはり、“自分が法律には違反しているけれども、悪いことをしているわけではない”という感覚です。法律というものがたまたまあるからという感覚（歪んだ認知）を、それからどう変えていくかということは、基本的には相手の感情や人間関係等々含めた（全体の）認知というものを改善するということにもなると捉えてプログラムを行っているところです。

そういうことを考えますと、一つの発達の教育的な部分の倫理感とか規範意識、そういう考え方などを含めた捉え方ですが、先ほどお話があったように性犯罪の場合は再犯率が高いということを含めて考えたときに、一つの規範的なところと合わせて、予防的にもう一つの治療的といいますか、そういうところでは当然条例等が含まれてくるんだろうけども、その捉え方を一つ一つはっきりさせないといかないと、ただ条例（改正）だけでよいというわけにいかないし、それがどういう効果を生み

出していくのかっていうことを考えて、さっき言ったように、性犯罪の再犯防止ってことではやはりその部分の治療的なことと合わせて発達・教育的部分という役割があるんだろうと思います。

もう一つ、やはり条例というのは一つのルールであるんですが、ルール（禁止と罰則）だけでは難しさがあるんだと思います。そういう面では、県が命を大切にすることを育む県民運動をしていたりしていますが、基本的なところは、やはり犯罪意識っていう具体的なものも含めて両方やっていかなければ当然駄目なんだろうと思います。以上です。

（議長）

ありがとうございます。成田委員お願いします。

（成田委員）

私は立派なこととは言えませんが、青少年を取り巻く環境の変化を思うと、条例改正は確かに必要だと思います。

またそれを検討するためには、専門的な知識をお持ちの方々に審議なりをやっていただくっていうのも大事なことだと思っております。

私、防犯関係のボランティアをしているんですけども、30数年前から1年に数回、「良いお母さん」という広報を書かせていただいております。その中から一つでも話題を選んでもらって家庭で話をするきっかけになればいいなと思って種を蒔き続けて頑張っております。見たよって言ってもらえたりするので、こういうこともそれなりに力があるのかなと思っておりますので、例えば今日のような審議会の議題についても、何かしら私が力になれるものがあれば、また種を蒔き続けたいと思っております。

（議長）

ありがとうございます。防犯関係のボランティア活動の観点からお話をいただきました。佐藤委員お願いします。

（佐藤やえ委員）

私は十和田市から来ているんですけど、十和田市は母子家庭とか父子家庭とかがすごく多いところで、1人で夜（家に）いる子どもが結構多いんですよね。そして、そういう親たちがいない家に子どもたちがたまってしまって、そのたまり場に「いいおじさん」としてお菓子などを持ってきて、子どもを手なずけて、性犯罪が起きたというようなこともありました。

町内会でも気をつけたり、子どもたちに声掛けをしたり、親御さんにもなるべく一緒にいてね、あるいはおじいちゃんやおばあちゃんに預けてお仕事をしてくださねっていうふうなことを話しています。

やっぱり小学校中学校までは、なるべく（夜は）親子で過ごしてくださいねっていうことを、私は片親の方におすすめしています。以上でございます。

（議長）

ありがとうございます。残念ながら終了時間が迫ってまいりました。委員の先生方お1人お1人に御意見をいただきましたが、まだ言い足りない部分とか、新たに思いついたということなどに関しましては、メール等で事務局にお伝えいただくということで、いかがでしょうか。事務局、お願いいたします。

（事務局）

承知いたしました。

（議長）

ありがとうございます。

委員の先生お一方お一方の御発言に大事な点が含まれていたと感じております。被害者を守るための条例の改正は必要じゃないかという御意見を複数いただきました。その一方で、条例改正の前に家族の絆等で被害を防げないのか、加害を防止できないのか、またフィルタリングや啓発活動は十分だと言えるのだろうか、加害者・被害者の教育という点を考えていく必要があるのではないかと、さらには子どもたちを1人にさせないことや孤独にさせないこと、そういった基本に立ち返って被害者にならないよう青少年を守ることを考える必要があるのではないかと、といった御意見をいただきました。

条例を考え直していく方向に動いていかなければならないという一方で、青少年健全育成や支援に関わる様々な基本的な施策を、この審議会ですらに議論していかなければならないということを再認識させていただきました。ありがとうございます。

残り時間がなく申し訳ありませんが、まとめさせていただきます。

本日の御意見、議論の内容等を踏まえまして、青少年の性被害対策に関して条例改正も視野に入れた検討を行っていくという方向でよろしいでしょうか。確認させていただきます。

〈委員から異議なし、の声〉

ありがとうございます。その検討にあたりまして、事務局から臨時部会設置の提案がありました。審議会の一部の委員のほか、各方面の専門家も入っていただく必要があると思います。法律関係、精神医学関係、心理学関係、教育関係などの有識者による臨時部会を招集しまして、そこでこの件に関する検討の詳細を行ってもらい、最終的にはこの審議会の全体会で諮問・答申という方向で進めさせていただければと考えますがいかがでしょうか。

〈委員から賛成、の声〉

ありがとうございます。

それではその方向で、これから進めさせていただきたいと思います。

臨時部会の委員に関しましては、後日該当の皆さんに個別に事務局より相談をさせていただきまして、その上で指名させていただきたいと思います。お声掛けのあった際には、どうか御協力をよろしくお願い申し上げます。

また臨時委員の人選、委嘱につきましては、知事が行うということになっておりますので、この点に関しましては事務局に一任ということにさせていただきたいと思います。

以上のような形で今後検討を進めていきたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

それでは最後に、これまでの議事等に関わらず何か気になる点がございましたら、挙手等をお願いします。すぐには難しいということであれば、メールで事務局に伝えていただくということをお願いしたいと思います。最後は駆け足になりましたが、以上で本日の議事は終了とさせていただきます。議事進行に御協力をいただき、ありがとうございました。では事務局にお返しします。

(司会)

田名場会長、議事の進行どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回青森県青少年健全育成審議会を閉会いたします。

この後、15時15分から、1階の保健指導室におきまして図書類等部会を開催いたしますので、今回図書類等部会委員の指名受けた先生方にはお集まりいただきますようお願いいたします。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

(閉会) - 以上 -